**平成２２年（フ）第２４８号**
兵庫県西宮市甲子園口２丁目12番３―502号
債務者　吉本まどか
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第３９７号**
兵庫県尼崎市南城内２番地の35築地北住宅305号
債務者　野沢智圭子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第４０７号**
兵庫県尼崎市北城内88番地の29ＤＭＣ北城内405、前住所兵庫県尼崎市西本町北通４丁目115番地ドリームハイツ昌和101
債務者　柴田　奈緒
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第３１号**
鳥取県倉吉市巌城1601番地７
債務者　石坂さやか
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２２年（フ）第３２号**
鳥取県東伯郡琴浦町大字箆津36番地２
債務者　倉長　千尋
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２２年（フ）第４０号**
鳥取県東伯郡北栄町大谷2112番地31
債務者　狩野　新一
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２２年（フ）第４１号**
鳥取県東伯郡北栄町大谷2112番地31
債務者　狩野　照美
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２２年（フ）第１５４号**
広島市佐伯区八幡東２丁目13番６号
債務者　瀬川　直子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３６４号**
広島市西区都町23番５号
債務者　山本　正子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４１１号**
広島市東区馬木７丁目667番地の58
債務者　藤田　貴大
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４６２号**
広島市南区本浦町１番43―301号　重高ビル
債務者　高橋　美穂
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４９７号**
広島市安佐北区口田南３丁目11番25―１号
債務者　西河優一こと　許　　優一
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第５１１号**
広島県安芸郡府中町浜田２丁目１番44―204号
債務者　橋本千代美
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第５２５号**
広島県東広島市黒瀬町乃美尾930番地８
債務者　立石　勝敏
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第５９２号**
広島市中区富士見町16番20―402号
債務者　武井　幸治
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第６０１号**
広島県廿日市市串戸５丁目６番26―302号
債務者　中川　敬昇
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第６１９号**
広島市西区己斐上５丁目65番12号森内昭文方、住民票上の住所広島市西区天満町17番17―101号
債務者　谷口　知恵
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第６４６号**
広島市佐伯区五日市町大字上河内304番地３セレノＩ―103号
債務者　土肥　雄一
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部